

## 千葉市子どもの医療費の助成に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市子どもの医療費の助成に関する条例（昭和45年千葉市条例第36号。以下「条例」という。）第4条第4項の規定に基づき、子ども医療費の助成の範囲に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第4条第4項の規定で定める者)

第2条 条例第4条第4項に規定する市長が別に定める者とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 保護者（条例第2条第3号及び児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項に規定する保護者（父及び母がともに当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする場合においては、当該父又は母の両方を含む。）をいう。以下同じ。）により監護され、かつ、これと生計を同じくする子等
- (2) 保護者の扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号及び地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第9号に規定する扶養親族をいう。）に該当する子等
- (3) 保護者の被扶養者（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第7項に規定する被扶養者をいう。）に該当する子等

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。